

以上。

法人

撤回日時=任意退職手続1為

21.

3. 商會「在辭職手続了認意」解

雇手続11. 大正14年、協正身11幣

手続17 34月分1協正身11幣

支財207.

4. 以上。在4250000、117.

(大正14年3月23日)

要求案

10. 8. 27

中津護謨工業所。

1. 森田孫監督ノ排斥.

2. 工場幹部ノ改革.

3. 団体権ノ確認.

4. 退職手当.

勤続年限=不拘. 7ヶ月以上.

解雇ノ場合ニ同上.

5. 幹部ノ推挙ハ、就業員一同ノ投票

=依ル7.

6. 最低賃銀. 男工180銭以上.

但シ、年二期=分々昇給。(日給/割

以上スル7.)

解決案

10. 8. 30.

1. 廿九日解職ス.

2. 調査、上決定.

3. 工場事務員ノ職工側委員ノ折

衝決定スル7トス7.

4. 1週間以上 3ヶ月未満/週均給.

6ヶ月未満 2週間均給.

1年未満 20日分.

以下、6ヶ月毎=14日分加算

不正行為又ハ自己退職=、給付ス。

5. 否認。

6. 否認。

至